

地域医療を支えるドクターのための

保険医休業保障 共済 保 険



みなさんからの
要望に応え
制度改善しました!

入院は1日目から
自宅療養は
4日目から給付



43歳で加入した場合
月々の掛金は

8口加入の場合
24,000円

3口加入の場合
9,000円

休業して30日分の給付を受けた場合

8口加入の場合

自宅療養 **144万円**

入院療養 **192万円**

3口加入の場合

自宅療養 **54万円**

入院療養 **72万円**

8口加入のときの最大給付金額

傷病休業給付金
3,200万円

(入院給付金含む500日分)

長期療養給付金
1,104万円

(500日を超えて連続入院230日分)

一般社団法人

(略称:休保共済会)

全国保険医休業保障共済会

〒151-0053

東京都渋谷区代々木2-5-5

新宿農協会館5F

休保共済



もしもの時たよりになる！

9つのポイント

1 入院は1日目から給付
給付期間は最長730日

1つの制度で短期休業にも長期休業にも備えられます。

傷病休業給付金の給付期間は通算500日。それを超えて連続して休業した場合は、長期療養給付金が1回限り最長230日の範囲で給付されます。

2 自宅療養でも、
代診をおいても給付

一定の条件の下で、親族以外の第三者の医師の治療を受けていれば、自宅療養でも給付対象です(自宅療養は4日目から給付)。

代診をおいても給付されます。

3 再発や後遺症にも、
何度でも給付

傷病休業給付金は、通算500日の給付日数の範囲内であれば、再発や後遺症であっても給付が何度でも受けられます。

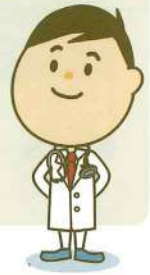
4 拠出金(保険料)は
加入時のまま上がらず、
掛け捨てではありません

原則として1口あたりの加入時の拠出金(保険料)額は満期まで変わりません。3年以上加入すれば脱退時に脱退給付金が給付されるため、掛け捨てにはなりません。



5 傷病休業給付金等は非課税

傷病休業給付金、入院給付金、長期療養給付金は、ご自身が受け取られる場合には非課税となります。



6 給付内容が豊富

傷病による休業に対する給付のほか、死亡・高度障害時や脱退時の給付金等、全部で6種類の給付金があります。

7 75歳までの長期保障

75歳の満期まで全ての給付金について受給できます。

※加入要件を満たさなくなった時、傷病・長期療養の給付が満了となった時は、その時点で脱退となります。

※60歳、70歳に達したときに、所定の口数を超える部分が減口となります。

8 所得補償保険等の
受給に関係なく給付

休業保障制度は、他の制度(所得補償保険等)の加入・受給に関わりなく給付を受けられます。

9 転出・転勤でも加入継続

他県で開業されたり、転勤した場合でも、当該都道府県の保険医協会・保険医会(京都医科除く)に入会すれば加入継続できます。

保険医休業保障共済保険の概要

制度の目的と運営

保険医休業保障共済保険は、全国保険医団体連合会に加盟する保険医協会・保険医会の会員の傷害または疾病による休業時の生活安定に寄与することを目的

として、(非営利型)一般社団法人全国保険医休業保障共済会(以下、「本会」といいます。)が実施する、会員のための共済制度です。

加入(増口)申込資格

加入(増口)申込できる方は、次の要件を全て満たす方です

- 1 加入日現在、加入年齢^(注1)が60歳未満であること
- 2 保険医協会・保険医会の会員であること(京都府保険医協会の会員は除きます)
- 3 保険医であること
- 4 1つの主たる医療機関等で週4日以上かつ週16時間以上業務に従事していること

*複数の医療機関等で業務に従事している場合は、1カ所での業務日数・業務時間が上記を満たす必要があります。

ただし、同一医療法人における複数の医療機関等に勤務している場合や、本院・分院の関係にある医療機関に勤務している場合は通算できます。

上記の就業状況を満たす場合は、非常勤勤務医も申込ができます。大学院生は加入できません。

- 5 告知日現在、健康であること

*現在、健康に異常のある方(現症がある方、服薬中の方、治療中の方)は原則として加入できません。

*既往症がある場合、治療後の経過期間などによって加入できない場合があります。

- 過去に脱退(減口)された方は再加入(増口)できません(任意脱退以外の場合は、新規と同条件で加入できることがあります)。
- 加入後に上記2~4のいずれかに該当しなくなった場合は、本保険から脱退となります。

加入口数

加入区分		加入年齢 ^(注1)	通算加入口数
開業医加入者	週5日以上かつ週20時間以上業務に従事する個人医療機関の開設者または法人医療機関の理事長もしくは院長(ただし、被雇用の理事長、院長は除く)	~50歳	8口まで
		51歳~59歳	5口まで
勤務医加入者	上記「開業医加入者」に該当しない方	~59歳	3口まで

(※)共同経営(診療所)をしている会員で、週5日以上かつ週20時間以上業務に従事している親族関係でない方は、既加入口と通算して5口まで

- ★6口以上加入の方は、満60歳に達した後に到来する8月1日の前日に5口に減口となります。
- ★4口以上加入の方は、満70歳に達した後に到来する8月1日の前日に3口に減口となります。
※ただし、約款第24条第5項に定める一定の要件に該当した場合は5口継続が可能となります。
- ★《開業医加入者》の要件を満たさなくなった場合は、既加入口と通算して3口に減口となります。

満期

満75歳に達した日の直後に到来する7月31日(7月31日生まれの方は満75歳の誕生日)

拠出金(月額)

加入年齢 ^(注1)	1口	3口	5口	8口
~29歳	2,500円	7,500円	12,500円	20,000円
30歳~39歳	2,800円	8,400円	14,000円	22,400円
40歳~49歳	3,000円	9,000円	15,000円	24,000円
50歳	3,300円	9,900円	16,500円	26,400円
51歳~54歳	3,300円	9,900円	16,500円	
55歳~59歳	3,700円	11,100円	18,500円	

★加入時の拠出金は満期まで変わりません(ただし、約款37条に定める契約条件の変更の場合を除きます)。

①本保険は、医業の損失を補填するためのものではないので、拠出金(保険料)は必要経費(損金)とすることができません。

②本保険は税法上、生命保険契約に該当しないため、生命保険料控除は適用されません。

(注1)加入年齢:加入(増口)日現在の満年で計算し、1年未満の端数月が6カ月を超える場合は1歳切り上げます。

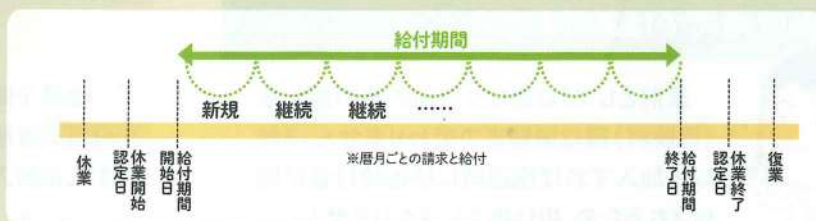
給付の種類(1口につき)

種類	受給要件	給付金額	給付限度など
傷病休業給付金	<ul style="list-style-type: none"> ● 傷害…加入日(増口部分は増口加入日)以後に発生した傷害を原因として <ul style="list-style-type: none"> ・4日以上連続して休業認定されたとき ・4日に満たない休業認定期間中に1日以上入院したとき ● 疾病…加入日(増口部分は増口加入日)以後3か月を経過した日以後に発病した疾病を原因として <ul style="list-style-type: none"> ・4日以上連続して休業認定されたとき ・4日に満たない休業認定期間中に1日以上入院したとき 	休業4日目 (または入院初日) から1日につき 6,000円 ※休業認定から3日間は無償となります。ただし入院した場合は無償期間はありません。	通算給付日数500日まで ※同一傷病、別傷病にかかわらず、給付日数を通算
入院給付金	<ul style="list-style-type: none"> ● 傷病休業給付金の給付期間中に入院したとき ※加入者自身が管理する病院または診療所への入院は対象外 	入院1日につき 2,000円を 傷病休業給付金に 加算して給付	※入院給付金は傷病休業給付金に加算して支払われるものですので、傷病休業給付金と分離して支払われることはありません。
長期療養給付金	<ul style="list-style-type: none"> ● 傷病休業給付金の通算給付日数限度(500日)を超えて、引き続き連続して休業認定されたとき 	休業1日につき 自宅 3,000円 入院 6,000円	1回限り230日限度 ※傷病休業給付金の給付期間から連続していない休業は対象となりません。 ※復業した日の前日で給付は終了します。 ※長期療養給付終了日の属する月の翌月1日に契約は効力を失い、脱退となります。
弔慰給付金	<ul style="list-style-type: none"> ● 加入期間中に死亡したとき 	50万円	※弔慰給付金、高度障害給付金のいずれかを給付したときは、受給要件の発生日翌日に契約は効力を失い、脱退となります。
高度障害給付金	<ul style="list-style-type: none"> ● 加入期間中の傷害または疾病によって、加入期間中別表2の高度障害状態となったとき 		
脱退給付金	<ul style="list-style-type: none"> ● 満期を迎えた時 ● 加入日(増口部分は増口加入日)から3年以上経過後に <ul style="list-style-type: none"> ・脱退、減口(注2)を申し出た時 ・死亡したとき ・高度障害状態になったとき 	別表1の給付金額	※満60歳到達直後の8月1日の5口超部分の減口、および満70歳到達直後の8月1日の3口超部分の減口時も該当します。

(注2)加入口数の減口にあたっては、加入年月の新しい口から行います。加入日から3年以上経過している口を減口する場合は、減口する口について脱退給付金を給付します。

傷病休業給付金等の給付期間(開始日・終了日)

- 「休業」とは、加入者が加入日以後の傷病により業務を完全に休むことをいいます。
- 休業に際しては、加入者が親族以外の第三者の医師(以下、第三者の医師)に週1回以上受療し、休業が必要であることを証明されていることで「休業認定」されることになります。
- 休業認定の開始日を休業開始認定日といい、第三者の医師に初めて受診した日(初診日)以後における休業認定された期間の初日のことをいいます。ただし、その日が直前の受診日から起算して14日を経過しているときは、その日以後最初の受診日を休業開始認定日とします。
- 休業認定の終了日を休業終了認定日といい、加入者が業務に従事した場合、第三者の医師が休業を必要と認めなくなった場合、第三者の医師が治癒の証明をした場合、加入者が通院受療の基準を満たさなくなった場合、その他休業認定に該当しなくなった場合の所定の日をいいます。
- 傷病休業給付金等の給付期間は、休業認定されている期間内を上限として、給付期間開始日から給付期間終了日まで給付されます。それらの算定ルールは、約款第3条～7条をご確認ください。



別表1 脱退給付金額表 (1口につき)

加入期間(年)	給付金額(円)	加入期間(年)	給付金額(円)	加入期間(年)	給付金額(円)	加入期間(年)	給付金額(円)	加入期間(年)	給付金額(円)	加入期間(年)	給付金額(円)	加入期間(年)	給付金額(円)
1	0	9	67,100	17	130,800	25	198,600	33	270,600	41	347,300	49	428,900
2	0	10	74,800	18	139,000	26	207,300	34	280,000	42	357,300	50	439,500
3	21,800	11	82,600	19	147,300	27	216,200	35	289,400	43	367,300		
4	29,200	12	90,500	20	155,700	28	225,100	36	298,900	44	377,300		
5	36,700	13	98,400	21	164,100	29	234,000	37	308,400	45	387,500		
6	44,200	14	106,400	22	172,700	30	243,100	38	318,000	46	397,700		
7	51,800	15	114,500	23	181,200	31	252,200	39	327,700	47	408,000		
8	59,400	16	122,600	24	189,900	32	261,400	40	337,500	48	418,400		

- ①加入期間に端数月があるときは端数月に対応した額になります。利率年0.775%を前提として計算しておりますが、保険制度の改定や経済・金融環境により、実際にお支払いする金額は変動(増減)することがあります。
- ②本会は、資産運用の状況を勘案して脱退給付金の給付額に付加する金額を定めることがあります。この場合、当該金額は毎年8月1日に設定し、1年間これを使用するものとします。
- ③本会は、資産運用の状況その他の事情により特に必要と認めた場合は、脱退給付金額表を改定することがあります。この場合、改定後の脱退給付金額表は、改定日以後の加入期間に適用し、改定前の脱退給付金額表は改定前の加入期間に適用します。

別表2 高度障害状態

● 高度障害とは次のいずれかに該当することをいいます。

- 1.両眼の視力を全く永久に失ったもの
- 2.言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- 3.中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常時介護を要するもの
- 4.胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常時介護を要するもの
- 5.両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 6.両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 7.1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 8.1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

給付金の受取人

- 傷病休業給付金、入院給付金、長期療養給付金、脱退給付金、高度障害給付金 … 加入者本人
- 弔慰給付金および上記給付金を受け取る前に加入者が死亡した時 … 指定受取人^(注3)

(注3)加入者があらかじめ指定した受取人が給付金の支払事由発生前に死亡していた場合は、次の順位に従って受取人となります。同順位の者が2名以上となる場合は、そのうち最年長者を代表者としてその者に支払います。

- ア.加入者の配偶者 イ.加入者の子 ウ.加入者の養父母 エ.加入者の実父母 オ.加入者の孫
カ.加入者の祖父母 キ.加入者の兄弟姉妹 ク.本会が指定した者

※遺言により弔慰給付金の受取人を変更することはできません。

課税区分

給付金の種類	受取人	
	加入者(保険契約者=被保険者)	所定の受取人
傷病休業給付金	非課税	—
入院給付金		
長期療養給付金		
弔慰給付金	—	一時所得
高度障害給付金	非課税	—
脱退給付金	①脱退または減口時	一時所得
	②満期時	一時所得
	③死亡時	—
	④高度障害時	非課税

※加入者の死亡後に遺族が傷病休業給付金等を受給した場合は、相続財産となります。

※傷病休業給付金等は医療費控除の対象となる医療費から差し引く「保険金で補填される額」には該当しません。

加入していてよかった

みなさんにもお勧めします

受給者からの声が とどいています



安心して治療に専念できました

大した病気もしたことがなく診療に励んでおりましたが、思わぬ疾病に罹って半年ほど入院・手術することになりました。当時は患者さんやスタッフ、家族のことを考えると夜も眠れませんでした。

退院後の自宅療養期間も含め1ヵ月ごとに休業保障制度の給付金をいただき、完治するまで闘病に専念することができました。現在は病気が再発することもなく、前のスタッフと一緒に診療に励む日々を過ごしています。心から休業保障制度に加入していてよかったと感謝しています。

(医科開業医)

勤務医にもお勧めします

まだしばらくは普通に働けると思っていた矢先、突然病気の告知を受け、入院加療となりました。入院は5週間以上となり、その後の自宅療養は8ヵ月にもおよびました。収入のない期間の休業保障制度の給付金は実にありがたいものでした。勤務医のみなさんにも是非お勧めします。

(医科勤務医)

再発時にも安心

私は30代に悪性リンパ腫に罹患して休業保障を受給しました。他の保障と違い、近い時期に同じ疾病で再発しても再受給させていただけたため、安心して療養することができました。再発する病気に残念ながらなってしまった場合は、すぐ助かる休業保障制度です。

(歯科開業医)

Q&A

Q 土日や年末年始は給付を受けられますか？

A 土日や祝日、医院が夏休みや年末年始で休診している時も、第三者の医師から休業が必要と認められた上で診療を休んでいれば、給付を受けられます。

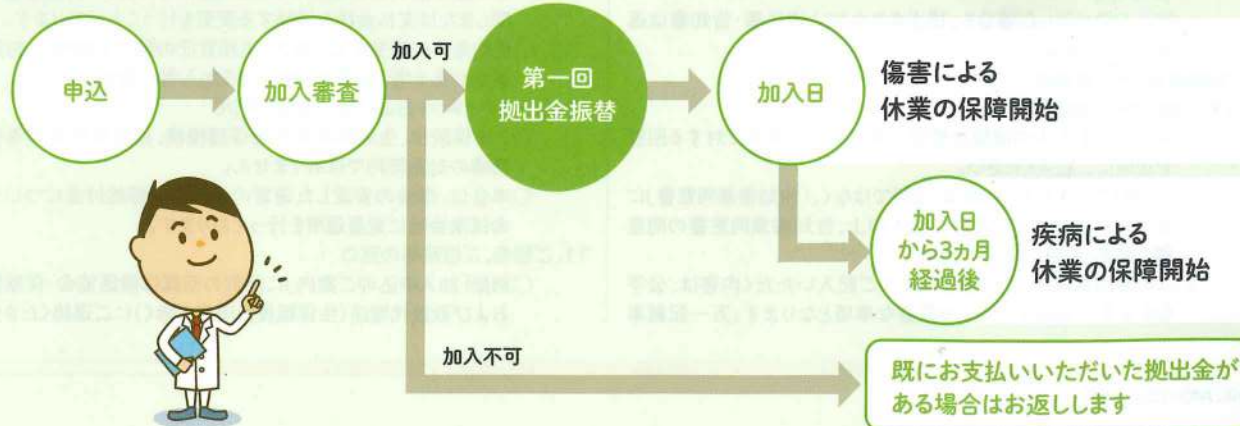
Q 所得補償に入っていると、給付は減額されますか？

A 所得補償保険や他の制度の給付に関係なく、所定の給付を受けられます。

Q 休業した時の手続きを教えてください

A 病気やケガで休業したら、すみやかにご所属の保険医協会・保険医会にご連絡ください。給付金請求に必要な手続きや請求書類について事務局がご案内します。

お申込から保障開始までの流れ



療養上の留意点

給付を受ける上で、療養中は以下の点にご留意ください。

- この保険は、第三者の医師の治療を受け、その指示に基づいて療養することを前提としております。自宅療養される場合は、原則として週1回の受診が必要です(病状等によっては往診、電話再診も認められます)。第三者の医師がやむを得ないと判断した場合、受診日を指定した場合は、月1回の受診でも給付されることがあります。
- 上記のとおり、原則として週1回、医師の指示により月1回の受診を前提としているため、給付期間の終了については、最終受診日の翌日から30日を給付対象の限度としています。復業に際しては、復業日の前日までに第三者の医師に受診してから業務を開始するようお願いいたします。
- 診療行為等はしなくても「院長としての執務を行う」「医師会、歯科医師会、協会などの会議等に出席する」「旅行、ゴルフ等に行く」「講演会・研修会に参加する」などは復業扱いとなり、給付の対象とはならないことがあります。
- 給付金受給中に協会を退会されますと、その月末に本保険から脱退となります。

給付金をお支払いできない場合

傷病休業給付金、入院給付金および長期療養給付金をお支払いできない場合

1. 加入者が正常分娩または人工流産により休業したとき
2. 加入者が加入前の整形外科的手術(骨折、脊椎、靱帯等)の既往症に関わる抜針、抜釘、内固定材等の除去、および同部位の再手術等により休業したとき
3. 加入者が加入前の人工組織、人工臓器を用いたか、臓器移植を行った既往症に関わる再手術等により休業したとき
4. 加入者が発病時に電話により医師の指示を受けて自ら治療し休業したとき
5. 加入者が第三者の医師に受療しないで柔道整復師等による施術のみを受けて休業したとき
6. 加入者が主治医の治療方法に反する受療態度をとったとき
7. 加入者が麻薬、覚醒剤、睡眠薬、その他薬物等の常用およびこれを原因とする傷病により休業したとき
8. 加入者の故意または重大な過失による事故を原因として休業したとき
9. 加入者の犯罪行為により休業したとき
10. 加入者の泥酔の状態を原因とする事故により休業したとき
11. 加入者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故または法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故により休業したとき
12. 加入者が戦争その他の変乱、地震、噴火、津波またはその他これに類似する天災により休業したとき
(注:保険の維持に著しい影響を及ぼさないと本会が認めるときは、傷病休業給付金、入院給付金および長期療養給付金の一部または全部を支払うことがあります)

弔慰給付金、高度障害給付金をお支払いできない場合

1. 加入者が加入日以後1年以内に自殺したとき、または加入者が故意もしくは自殺しようとして高度障害状態になったとき
2. 弔慰給付金の受取人が故意に加入者を死亡させたとき
3. 戦争その他の変乱によって死亡または高度障害状態になったとき
(注:保険の維持に著しい影響を及ぼさないと本会が認めるときは、弔慰給付金、高度障害給付金の一部または全部を支払うことがあります)

個人情報の取り扱いについて

本会および都道府県保険医協会・保険医会および取扱代理店は、本保険の運営において入手する個人情報(住所、氏名、生年月日、性別、電話番号、健康状態、その他申込書類等に記載された個人情報)を、本保険の引受け、継続、給付金の支払その他本保険に関連・付随する業務のために使用します。

また、本会は、上記利用目的の範囲内で、委託先代理店、

委託会社等(再保険・資産運用のための委託先保険会社を含む)に、個人情報を提供します。

なお、保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

詳細は、本会および取扱代理店のホームページに掲載の「個人情報に関する基本方針」をご覧ください。

重要事項のご説明

ご加入のお申込に際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入される前に必ずお読みください。また、各項目の詳細については、保険医休業保障共済保険普通保険約款をご参照願います。

1. 制度の仕組みおよび引受条件等

(1) 制度の仕組み

- この保険は、ケガまたは病気により加入者(保障の対象者)が休業した場合、死亡または高度障害状態に該当した場合、および満期、中途脱退、減口をした場合に給付金をお支払いします。
- 給付種類のうち、「弔慰給付金」、「高度障害給付金」および「脱退給付金」については、本会を契約者、加入者を被保険者とする団体保険契約を生命保険会社と締結することにより管理運用しています。

(2) 保障内容

- 「給付の種類」をご参照ください。

(3) 責任開始日

- 本会が加入を承諾した場合、本会は加入(増口)日から契約上の責任を負います。

(4) 保険期間(満期)

- 満75歳に達した日の直後に到来する7月31日まで。

2. 拠出金(保険料)、払込方法

(1) 拠出金(保険料)

- 「拠出金(月額)」および別紙「加入申込のご案内」をご参照ください。

(2) 払込方法

- 月払とし、当該月の前月に預金口座振替によりお払込みいただきます(前月振替)。
- 取扱金融機関、振替日は、別紙「加入申込のご案内」をご確認ください。

3. 配当金、解約返戻金など

- 配当金および無事故払戻しはありません。
- 本保険を解約した場合、傷病休業給付金、入院給付金、長期療養給付金、弔慰給付金および高度障害給付金に関する解約返戻金はありませんが、解約時には脱退給付金が支給されます(加入3年以上の場合)。

4. クーリング・オフ(契約申込みの撤回)

- 加入申込者は、本保険への加入申込後、理由の如何を問わず加入申込を取り消す(クーリング・オフ)ことができます。
- 加入申込を取り消す場合は、契約の申込日とクーリング・オフに関する事項を記載した書面を交付された日とのいずれか遅い日から起算して8日以内に、次の必要事項を記入した書面又は電磁的記録をもって本会に届け出ることが必要です。
 - ①加入申込を取り消す(クーリング・オフ)する旨の申出
 - ②加入申込者の住所、氏名(書面の場合は署名または捺印)、連絡先電話番号
 - ③加入申込書を提出した日
- 加入日以後の申出は、脱退扱いとなり再加入することができなくなります。
- 加入を取り消した場合も、提出された加入申込書・告知書は返却いたしません。

5. 告知義務・通知義務等

(1) ご加入時(告知義務)

- 加入申込者本人の健康状態等に関する質問事項に対する回答を正確にご記入ください。
- この質問に対するご回答は、口頭ではなく、「告知書兼同意書」に必ず加入申込者ご自身でご記入の上、告知書兼同意書の同意欄に署名(自署)・押印ください。
- この質問事項に対する回答としてご記入いただく内容は、公平な引き受け判断を行う上で重要な事項となります。万一記載事

項に誤りがあると給付金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

- 健康状況等の告知の内容によっては、加入できない場合、または特定の疾病・症状について給付金をお支払いしないことを条件にお引き受けする場合がありますので予めご了承ください。

(2) ご加入後(通知義務)

- 加入者は、自身の就業勤務日数・時間、開業・勤務先に異動があった場合等は、所属保険医協会・保険医会および取扱代理店(生保職員代理店を除く)へ届け出なければなりません。また届け出内容が脱退・減口要件に該当する場合、速やかにその手続きを行う必要があります。

6. 給付金をお支払いできない場合

- 「給付金をお支払いできない場合」を参照ください。

7. 解除、取消し等

- 加入者が加入申込時に、告知書兼同意書に記載すべき事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったか、または不実のことを告げた場合には、本会は契約を解除することができます。その場合、すでに給付金を受給しているときは、返還しなければなりません。
- 次の事由に該当し契約が解除されたときには、給付金はお支払いしません。
 - ①加入者または弔慰給付金受取人が、給付金を詐欺、または他人に詐欺させる目的で事故招致(未遂を含む)したとき
 - ②給付金の請求に関し、加入者または弔慰給付金受取人に詐欺行為(未遂を含む)があったとき
 - ③保険契約者、被保険者または受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められるなどの重大な事由が発生したとき
 - ④その他本会の加入者または弔慰給付金受取人に対する信頼を損ない、この契約の存続を困難とする上記と同等の重大な事由があるとき
- 加入者の詐欺により契約を締結または復活したときは、本会はこの契約を取り消すことができます。この場合、すでに払込まれた拠出金は払い戻しません。
- 加入者が、給付金を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって契約を締結または復活したときは、本会はこの契約を無効とします。この場合、すでに払込まれた拠出金は払い戻しません。

8. 拠出金の払込猶予期間、契約の失効

- 拠出金の払込猶予期間は当該月の翌月末までとし、この猶予期間が経過したときには、この契約は効力を失います。

9. 契約条件(拠出金および給付条件等)の変更

- 本会の業務または財産の状況に照らして保険の継続が困難になる蓋然性がある場合には、加入期間中において、拠出金を増額または支払金額を減額する変更を行うことがあります。
- 契約条件の変更を行う場合、主務官庁の認可を取得し、特別の事情がある場合を除き対象となる加入者に通知します。

10. セーフティネットおよび他の保険の利用

- この保険は、生命保険契約者保護機構、損害保険契約者保護機構の対象契約ではありません。
- 本会は、保険の安定した運営のために一部給付金について生命保険会社に資産運用を行っております。

11. ご照会、ご相談等の窓口

- 別紙「加入申込のご案内」に記載の所属保険医協会・保険医会および取扱代理店(生保職員代理店を除く)にご連絡ください。